

視覚障害者訓練事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者に歩行訓練及び日常生活訓練を行うことにより、社会の一員として自由に活動することを助け、社会参加への促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、つぎのすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 身体障害者手帳を所持する1・2級の視覚障害者
- (3) 歩行・日常生活訓練に意欲のある者

(訓練士の業務)

第3条 訓練士は視覚障害者家庭を訪問し、歩行訓練及び日常生活訓練を行う。

(申込手続)

第4条 この要綱に定める訓練を希望する者は、視覚障害者歩行及び日常生活訓練申込書(様式1)を市長に提出しなければならない。

(被訓練者の決定、却下)

第5条 前条の申込があったときは、必要な面接・調査等を行った上で、視覚障害者歩行・日常生活訓練決定・却下通知書(様式2)により適否を通知する。

(訓練の方法)

第6条 訓練はマンツーマン方式とし、被訓練者の能力等を勘案し適切な訓練を行う。

(訓練時間及び期間)

第7条 時間は1回当たり2時間程度及び週1回程度、期間は6ヶ月以内を原則とする。ただし、市長は必要に応じ期間を延長又は短縮することができる。

(訓練費用)

第8条 この要綱に定める訓練は無料とする。

(傷害補償)

第9条 訓練中に生じた事故の補償については、傷害保険の範囲内とする。

(実施の細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則 この要綱は、昭和57年5月1日から実施する。

附 則 この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、令和6年5月1日から実施する。